

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 25 日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者 } 御中

厚生労働省健康・生活衛生局水道課

消防水利の基準の一部改正について

水道行政の推進につきましては、平素より格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

消防水利の基準（昭 39 消防庁告示 7）については、令和 4 年度地方分権提案に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）を受けて、総務省消防庁において関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討を行ってきましたが、別添のとおり告示（令和 5 年 12 月 25 日消防庁告示第 19 号）されましたのでお知らせします。

なお、この告示による運用については、施行までに別途周知します。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 告示改正内容

（1）水道配管の減径について（第 3 条第 3 項新設）

消火栓を設置する水道配管については、解析及び実測を行い、消火栓の取水可能水量が毎分 1 立方メートル以上であることを確認できれば、管の直径を 75 ミリメートル以上とすることができること。また、この場合、地域の実情に応じた、消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならないこと。

（2）第 3 条第 2 項ただし書の規定により減径できる対象の明確化

今回、第 3 条第 3 項が新設されたことに伴い、第 3 条第 2 項ただし書の規定により、従来から減径することができた管の対象を明確化したこと。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

（連絡先）

厚生労働省健康・生活衛生局水道課

担 当：草川、遠藤、辺見

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp